

税理士法人 小山会計

2024'
5月



〒386-0005 長野県上田市古里692-2
TEL : 0268-22-7615
FAX : 0268-22-7617
E-mail : koa-g@tkcnf.or.jp
URL : https://www.koa-g.com/

2024年6月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

2024年6月の予定

- ・税務署長から令和6年分所得税の予定納税額の通知 (15日迄)
- ・個人住民税第1期分の納付
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届 期限=支払い後5日以内



2024年7月の予定

- ・納期の特例を受けた源泉所得税(1月~6月分)の納付 期限=10日迄
- ・所得税予定納税額の減額承認申請 期限=15日迄
- ・所得税予定納税額第1期分の納付 期限=31日迄
- ・固定資産税及び都市計画税第2期分の納付
- ・労働保険概算・確定保険料の申告及び納付
期間=6/1~7/10
- ・社会保険の報酬月額算定基礎届 期限=10日迄

2024年7月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

■ は事務所全体が休みです。

最近思うこと

24' May

税理士法人 小山会計 代表 小山秀喜

二〇二三年の日本の出生者数は、75万人と統計以来最少を更新し続けており、逆に死亡者数は159万人と3年連続で過去最多を更新している。改めて年間84万人(自然減)という一つの県位の人口が減少していることを、どれだけ日本国の舵を取らなければならぬか。は真摯に受け止めているのだろうか。

このままだと誰が見ても明らかに日本は消滅すると予測できる。今後将来に劇的な変化(出生率が死亡率を上回るような)がない限り、限りなく日本は衰退していく。

先日、日経新聞で内閣府が二〇六〇年までの社会保障と財政状況の長期的な試算を公表した。それによると、医療と介護の給付費の国内総生産(GDP)に対する割合が、二〇四〇年以降に急速に上昇することが予想されるのである。

今でさえ国家財政(112.1兆)のうち、社会保障費(37.7兆)のウエイトが相当多額であり、この課題を解決しなければ、日本の財政再建はあり得ないにもかかわらず、さらにこの先、もつと悪化するという大変な危機に我が国は直面している。

それにもかかわらず、政治家は連日自分たちの裏金問題の解決に時間を費やしているのは、いかがなものだろうか。そんな自己責任な問題は、プライベートの時間を使って解決してもらいたい。

そんなことより、まず解決しなければならぬ一番の優先すべき課題を与野党連携して、そして有能な官僚を交えて本気で検討し、その検討のために、国民に犠牲を強いるという選択をしなければならぬのではないかと思う。

そんな大変な時期にもかかわらず、今年の6月から定額減税をするようです。それも給与計算等担当している事務者(市町村の住民税を計算する事務方含め)に相当な負担をかけ、極端に言えば、あまり効果がない減税(結果として給付もあり)を実行します。本来、公平平等な税金にもかかわらず、人によって数千円単位(給付を一万円単位に切り上げる為)で不公平が発生することも考えられます。

このところの制度設計は、何か大きく歯車が狂っていると思えません。おそらく日本国を安心して豊かに幸せに国民一人一人が過ごすことをみんなが願っているにもかかわらず、複雑な制度や法律を制定し無駄な作業・時間がどんどん増えていると思えません。きっと現場を知らない方々が政策担当をし、それに意見するような方々もいないからでしょう。当然、国民に犠牲を強いる前に、トップに立つ者は率先して過去の方々に責任を取ってもらうことが大前提になると思いますが。(申し訳ありませんが、私自身無責任で力がないことを十分承知の上、気ままに記載させていただきました。)

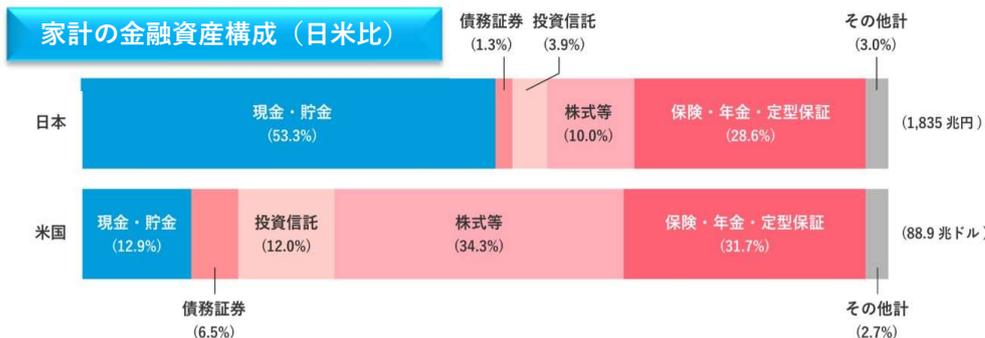


◆2024年1月から少額投資非課税制度(NISA)が変更になり、税制上の優遇が拡充されたことで、話題となっていますね。今まで株式や債券、投資信託などの金融商品に疎遠であった人達にもマネーセミナーなどの広告やメディアでの取り上げもあり、関心が高まっているようです。政府が進める「貯蓄から投資へ」の掛け声もあり、新NISAの利用を検討されている方も多いのではないのでしょうか。今回、それぞれの商品・制度の詳細の説明はいたしません、商品選びのポイントを解説します。参考にいただければ幸いです。

貯蓄から投資へ

◆下表はよく目にする物ですが日本人はアメリカに比べて、金融資産を預金や現金で保有する割合が高く、投資系のものが少ないと言われています。投資系の商品は価格変動のリスクを内在していますので、安全、安心を好む日本人には人気がなかったのかも知れません。しかし、少子・高齢化・インフレが加速度的に進むこれからの日本においてはリスクをとってでも自己責任で資産を保全するための方法として投資を行う必要性が増してきたということと思われます。

◆経済全体の好循環を図るには個人資産を投資にまわすことが効果的ですので政府もこれを後押しするようです。ただ、国民としても近年になって騒がれているインフレによる物価高に対して自身の生活・財産を守る方法の一つと捉えることが重要です。リターンを得るチャンスを逸すとか非課税で財産を増やすなどの「損・得」勘定だけの問題では済まないのです。



※「その他計」は、金融資産合計から、「現金・預金」、「債券証券」、「投資信託」、「株式等」、「保険・年金・定型保証」を控除した残差。

出典 日本銀行調査統計局「資金循環の日米比較」(URL: <https://www.boj.or.jp/statistics/sj/sjbin.pdf>)

◆以下に代表的な積立型の金融商品を紹介し、ある保険会社の積立型の変額保険（変額個人年金）をもとに他の制度や商品との特長の違いをまとめたものになります。



変額個人年金保険(ソニー生命SOVANI)と他の制度・金融商品との比較

項目	SOVANI	iDeCo	新NISA	投資信託	ファンドラップ
加入年齢範囲	0~85歳	20歳~65歳	18歳~ ※2024年1月以降	制限なし	原則 18歳~
払方	月払、半年払、年払 一時払	月払、年払、随時	毎日、毎週、毎月 一時払など	毎日、毎週 一時払など	一時払
払込期間（運用期間）	95歳まで	65歳まで	無制限	制限なし	商品による
金額の範囲	月払3,000円~100万円 一時払50万円~3億円	月12,000円~68,000円	年間120万円/ 年間240万円（併用可）	商品による	商品による
中途解約	○ (一定期間解約控除あり)	×	○	○	○
積立金の増額	○	△	△	○	○
運用益の所得区分	一時所得/雑所得 (積立金移転時点では課税は発生しない)	非課税	非課税 (保有1800万円まで)	配当所得/譲渡所得	譲渡所得/雑所得/ 事業所得
保険料・掛金の受取人	一般生命保険料控除	小規模企業共済掛金控除(全額所得控除)	×	×	×
相続発生時の受取人	死亡給付金受取人/後継年金受取人の指定が可能	遺族	相続人	相続人	相続人
代理請求	契約者/受取人(被保険者)の代理請求が可能	×	×	×	×
相続税法上の非課税財産	500万円×法定相続人数 (死亡給付金)	500万円×法定相続人数 (死亡退職金)	×	×	×
名義変更	○	×	×	×	×

●このように今話題の新NISA以外にも積立・投資型商品にはいくつかの種類があり、特性も様々です。しかし、ただ単に資産が増えればよいというわけではありません。目的を明確にし、それに合うものを選ぶことが重要です。いつ、何のために使うために積立をするのでしょうか。人生における三大資金は住宅、教育、老後と言われます。その他にも、経営者の退職金準備にも利用できます。使う目的、時期となる具体的な「出口」を見定めて商品を選びましょう。小山会計ではリスク対策室のファイナンシャルプランナー（FP）が皆様のご相談をお受けいたしますので、ぜひご連絡ください。

月次減税の対象となる人について



令和6年6月1日以降最初に支払う給与等から定額減税制度における月次減税事務を行うこととなりますが、ここで月次減税の対象となる人をもう一度確認していきます。

月次減税の対象となる人を**基準日在職者**といい、令和6年6月1日現在、給与の支払者のもとで勤務している人のうち、給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の甲欄が適用される居住者の人(その給与の支払者に扶養控除等申告書を提出している居住者の人)をいいます。

ただし、この基準日在職者が、その後、他の給与の支払者に扶養控除申告書を提出した場合には、この人は控除対象者から外れることとなります。

なお、次に掲げる人は、基準日在職者に該当しません。

- ・令和6年6月1日以降に支払う給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の乙欄や丙欄が適用される人(扶養控除申告書を提出していない人)
- ・令和6年6月2日以降に給与の支払者のもとで勤務することになった人
- ・令和6年5月31日以前に給与の支払者のもとを退職した人
- ・令和6年5月31日以前に出国して非居住者となった人



(注1) この対象となる人の確認の時点においては、合計所得金額(見積額)を勘案しませんので、合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる基準日在職者に対しても月次減税事務を行います。

(注2) 給与等以外の報酬、料金等の支払の際の源泉徴収においては、月次減税事務は行いません。

《用語解説》

【月次減税】・・・令和6年6月以後に支払う給与等に係る控除前税額から行う月次減税額の控除

【給与等】・・・俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(所得税法第28条に規定するもの)

【定額減税】・・・令和6年所得税について、定額による所得税額の特別控除

【居住者】・・・国内に住所を有する個人、又は現在まで引き続き1年以上居所を有する個人

【合計所得金額】

次の(1)と(2)の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額 ※

(1) 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益通算後の金額)

(2) 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益通算後の金額)の2分の1の金額

※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金額

雇用関係助成金検索ツールのご案内

お客様から、「うちの会社で使える雇用・労働関係の助成金はありませんか？」というお問い合わせをいただくことがございます。現在、厚生労働省のHPに「事業主のための雇用関係助成金」というサイトがあり、その中に事業主ご自身でも、その取組内容や対象者からご自分の会社や事業所で使える助成金を気軽に探すことができる「雇用関係助成金検索ツール」がございました。下記はそのURLです。

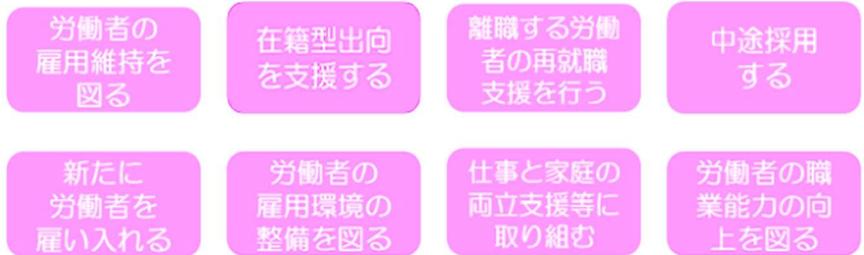
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index_00007.html)

助成金検索ツール

右図はそのページの一部切り抜きですが、「対象者から探す」の条件はもっと沢山ございます。

ご自分の会社あるいは事業所に当てはまりそうな条件のところをクリックしますと、助成金の名前が表示され、その名前のところをクリックすると、助成金の内容や受給要件が確認できるようになっておりますので、大変わかりやすく作成されていると思います。便利な検索ツールですので、ぜひご活用いただければと思います。

・取組内容から探す



・対象者から探す



また、雇用の安定のために設けられた雇用関係助成金とは別に、「労働条件等関係助成金」という労働条件の改善のために設けられた助成金がございます。下記がその助成金のページのURLです。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/index_00051.html)

雇用・労働

「労働条件等関係助成金」のご案内

- パンフレット
- 1. 業務改善助成金
- 2. 働き方改革推進支援助成金
- 3. 受動喫煙防止対策助成金
- 4. 団体経由産業保健活動推進助成金
- 5. 高度安全機械等導入支援補助金
- 6. エイジフレンドリー補助金
- 7. 個人ばく露測定着促進補助金
- 8. 中小企業退職金共済制度に係る新規加入等掛金助成
- 9. その他

助成金活用で注意すべきこと

助成金を申請する際には、添付書類として出勤簿（タイムカード）、賃金台帳、就業規則などの写しを提出します。中でも、**残業代未払い、最低賃金などは、助成金の審査段階でチェックされる重要な項目**です。出勤簿で時間外労働を行っている形跡があるのに残業代が支払われていない、残業代計算が法律で求める基準となっていない、1時間当たりの賃金が最低賃金以上でないなど、問題がある場合は審査が通らないことがあります。そうならないためにも、日頃から帳簿を整備するなど、適切な労務管理が重要です。助成金や他の労務関係のことでご相談等ございましたら、小山会計の担当者までご連絡ください。

この労働条件等関係助成金には検索ツールはございませんが、このページでは「業務改善助成金」や「働き方改革推進支援助成金」など、様々な助成金が一覧で見られるようになっており、助成金の名前をクリックすると、助成内容や支給対象となる取り組みについて確認することができます。

注意が必要な36協定の上限時間

労働時間は、労働基準法で上限が定められています。延長するには、労働基準法第36条に基づく労使協定（以下、36協定）の締結と届出が必要ですが、この場合にも上限規制があります。

労働時間・休日に関する原則

労働基準法では、労働時間は原則として、1日8時間・1週40時間以内と定められています（以下、法定労働時間）。また、原則として毎週少なくとも1回以上休日を与えることも定められています（以下、法定休日）。

法定労働時間を超えた労働（以下、時間外労働）や、法定休日の労働（以下、休日労働）をさせる場合、36協定の締結と届出が必要です。

36協定で定める時間

36協定には、一般条項と特別条項があります。

[一般条項]

36協定では、時間外労働時と休日労働の時間数を定めます。時間外労働については、次のように上限があります。

- 月 45時間（42時間）以内
- 年 360時間（320時間）以内
- ※（）内は1年単位の変形労働時間制の場合

[特別条項]

臨時的な特別の事情がある場合には、特別条項付きの36協定を締結することで、一般条項の上限を超えて時間外労働や休日労働を命じることができます。

ただし、この特別条項があれば、上限なく時間外労働ができるというわけではありません。働き方改革に伴う法改正により、特別条項にも、次のような上限が定められています。

- 時間外労働と休日労働の合計が月 100 時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計について、2～6ヶ月平均がすべて月 80 時間以内
- 時間外労働が年 720 時間以内
- 時間外労働が月 45 時間を超えることができるのは、年 6 回が限度

このように、月の上限時間について、一般条項では「時間外労働が45時間以内」、特別条項では「時間外労働と休日労働の合計が月 100 時間未満」となっています。特別条項の適用時には、休日労働の時間数も意識して、労働時間を管理しましょう。

なお、特別条項の有無に関わらず、時間外労働と休日労働の合計は、月100時間未満、2～6ヶ月平均80時間以内にしなければなりません。例えば、時間外労働44時間、休日労働56時間の場合、時間外労働は45時間以内に収まり特別条項にはなりませんが、休日労働との合計が100時間となり、上限を超えてしまっています。上限を超えた場合には罰則も設けられていますので、ご注意ください。

長時間労働が疑われる事業場には、労働基準監督署による監督指導が実施されますが、この監督指導は、「時間外・休日労働時間数が1ヶ月あたり80時間を超えていると考えられる事業場」等を対象としています。特別条項の上限時間は、これも踏まえて設定しましょう。



「タイの現状について」

昨年 11 月に、当社有志によるタイ現地視察旅行に行ってきました。今回は、そこで感じたことと、タイの税制関係についての最近の動きを報告させていただきます。

視察旅行については、主にバンコク周辺の観光地(3 大寺院、ワットパクナム)と、アユタヤ遺跡で歴史に接し、水上マーケットや市場などで現地の空気を感じてきました。

観光地にしても、市場や街中についても非常に活気があって、人々が生き生きしているような感じがしました。観光についてはもっと発展するのだろうなと感じるとともに、また機会があれば訪れたいと思います。

タイは観光業がGDPの約 20%を占めているといわれ、新型コロナウイルスの影響により約 80%落ち込みましたが、現在はコロナ前比約 90%まで戻っているとのこと。世界銀行の発表によると、2023 年の成長率は 1.9%、2024 年は 2.8%を見込み、2025 年は 3.0%を見込んでいます。



タイの税制について

OECD主導のもと、各国において、実効税率が 15%を下回る場合に親会社等の他の国で課税される、**グローバル・ミニマム課税**ルールが進められており、日本企業のタイの対応について国際税務の記事より要約したいと思います。

タイにおいては、法人所得税率は 20%ですが、BOIといわれる税恩典の制度があり、(最長 13 年間法人所得税の免除(業種及び条件による)、機械輸入税の免除など)実効税率が 15%を下回る可能性があり、不足分を日本で納税することになります。タイ政府としては、産業の活性化、雇用の確保、新規技術の導入などを進めるための外国資本の誘致のための税恩典であり、効果は大きく減少してしまうので、その効果を緩和するための措置を講ずることを発表しました。



具体的には要件がありますが、大雑把に言うと **20%の免税を 10%の減免にする代わりに期間を 2 倍にする**といったものです。引き続き外国企業の誘致を行っていききたいというタイ政府の姿勢が感じられます。

このグローバル・ミニマム課税につきましては、全世界、国ごとに検討が必要になりますので、海外進出の際にはご検討ください。

東アジア進出支援室 室長 高松 俊昭

～お知らせ～

**個人住民税特別徴収の納期の特例を申請している方は、
12月分から5月分までの個人住民税の納付期限は6月10日です。**

編 集 後 記

先日、洗濯物を干していたところ、急に蜂が飛んできたので慌てて家の中に避難しました。蜂の活動時期は 3 月～11 月頃と言われ、活動のピークは蜂が巣作りと繁殖を行う 7 月～9 月頃であり、この頃が蜂が最も攻撃的になる時期だそうです。また、蜂が活発に活動をする時間帯は朝の 7 時～8 時頃から日中なので、その時期や時間帯には特に気をつけなければなりません。毎年、家などに蜂の巣を作られるという方がもし予防対策を行う場合は、3 月～4 月の間に行うのがいいそうです。対策の 1 つとしては、忌避剤・殺虫剤を 2 週間に 1 回くらいの間隔で定期的散布しておくことですが、雨が降ると忌避成分が流れ出てしまうため、雨の後は散布し直す必要があるそうです。また、スズメバチなどは雨風を防げる屋根裏や天井裏に入り込んで巣作りすることが多いので、蜂が入ってくる可能性のある場所に防虫ネットを張って侵入経路をふさぐことも必要です。そして万が一、蜂に刺されてしまったときは、場合によっては 15 分ほどで「全身のじんましん、呼吸困難、意識障害、激しい動悸」等の蜂毒に対するアレルギー反応が起こります(全身症状:アナフィラキシーショック)。放置すると死に至ることもありますので、そのような症状が現れている場合は迷わずに救急車を呼び、一刻も早く医療機関を受診しましょう。蜂に刺されても局所症状のみの場合は、適切な処置を行って安静にし、数日たってもかゆみや腫れ、痛みなどの症状が収まらない場合は、医療機関(皮膚科)を受診してみましょう。それから、私も小学生の頃に蜂に刺されたときにしていましたが、刺された患部にアンモニアを塗っても効果がないそうです。そればかりか、逆に患部にバイ菌が入り、かえって炎症を起こしてしまうおそれがあるそうです。皆様、これからの時期、蜂には十分にお気をつけください。(編集担当 荻原)